

長 第 04190001 号
令和 4 年 10 月 17 日

各高齢者サービス事業者 代表者 様

和歌山県福祉保健部
介護サービス指導室長
(公印省略)

高齢者施設等における新型コロナウイルス感染症の対応等の更なる徹底について（依頼）

新型コロナウイルス感染症の感染防止対策の適切な実施について、誠に感謝申し上げます。

現在、県内の新型コロナウイルス感染症の感染状況は減少傾向にあるものの、依然として高齢者施設等においてクラスターが発生しており、職員からの持ち込みと思われる事例も起こっています。

各施設・事業所等におかれては、以下の点にご留意いただき、引き続き感染予防対策の徹底をお願いします。

記

- ・マスク着用・手指消毒・換気等の基本的な感染予防対策を徹底する。
- ・職員においては、咳が続くなど少しでも症状があれば絶対に出勤せず、クリニックを受診する。
- ・職員の同居家族に症状がある場合、陰性が確認されるまで出勤を控える。
- ・職員が感染した場合、療養期間を短縮せず、10 日間（症状がなかった場合は 7 日間）を経過してから出勤する。（療養期間を終えても、10 日間（症状がなかった場合は 7 日間）は感染させるリスクが残る。）
- ・新規入所者（短期入所含む）に対しては、利用する前に検査を行っていただきたい。
- ・ワクチン接種を推進する。
- ・施設・事業所等で職員・利用者等に陽性者が発生した際は、管轄保健所に情報提供をお願いします。

県民の皆様へのお願い（令和 4 年 9 月 26 日）

<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/011900/d00211352.html>

○県長寿社会課 介護サービス指導室
TEL : 073-441-2527（直通）